

北海道文教大学学位規程

(平成11年 程 第7号)

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、北海道文教大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類及び名称)

第2条 本学において授与する学位の種類及び名称は次のとおりとする。

1 学士

外国語学部 学士（外国語）
人間科学部 学士（健康栄養学、理学療法学、作業療法学、看護学、こども発達学）
国際学部 学士（国際学）

2 修士

グローバルコミュニケーション研究科 修士（言語文化コミュニケーション）
健康栄養科学研究科 修士（健康栄養科学）
リハビリテーション科学研究科 修士（リハビリテーション科学）
こども発達学研究科 修士（こども発達学）

(学士の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第36条に基づき、卒業の認定を受けた者に授与する。

(修士の授与要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第22条に基づき、修士の認定を受けた者に授与する。

(修士の学位申請)

第5条 第4条の規定に基づき修士の学位を申請する者は、所定の期限までに学位論文に関する取扱細則第3条に定める書類を指導教員を通じて学長に提出するものとする。

(審査の付託)

第6条 学長は、受理した学位論文を研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員の選出)

第7条 前条の審査を付託された研究科委員会は、研究科委員会委員2人以上からなる審査委員を選出するものとする。

2 研究科委員会が学位論文の審査にあたって必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(審査、試験及び試問)

第8条 審査委員は論文の審査、試験及び試問の施行に当たる。

2 最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について口頭又は筆記により行う。

(審査期間)

第9条 修士論文の審査及び試験は在学期間中に終了しなければならない。

(審査委員の報告)

第10条 審査委員は論文の審査、試験及び試問を終了したときは、直ちに論文審査の要旨、試験及び試問の結果の要旨並びに成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の報告を受けた研究委員会は審議のうえ、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の審議を行うための研究科委員会は、海外出張中又は休職中の者を除き研究科委員会委員の3分の2以

上の出席を必要とする。

3 第1項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(学長への審議結果の報告)

第12条 研究科長は、前条の研究科委員会の審議結果を文書により学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、本学学則第36条並びに前条の報告に基づき、学位を授与すべき者に所定の学位を授与する。

2 学位記は、別紙様式1、2による。

3 学位は、学位授与原簿に登載する。

(学位の称号)

第14条 本学で学位を授与された者が、学位の称号を用いるときは「北海道文教大学」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第15条 学長は、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させるとともに、その旨を公表する。

2 教授会又は研究科委員会において前項の議決を行う場合は、第11条第2項及び第3項の規程を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学 ○○○ 学部 ○○○ 学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（ ○○○ ）の学位を授与する

年 月 日

北海道文教大学
学長 ○○ ○○ 印

第 号

様式 2

学 位 記

大学印

氏 名

年 月 日生

本学大学院 ○○○ 研究科 ○○○ 専攻の修士課程を修了したので修士（ ○○○ ）の学位を授与する

年 月 日

北海道文教大学
学長 ○○ ○○ 印

第 号